

松本市諮問第 号  
令和7年4月25日

松本市環境審議会

会長 野見山 哲生 様

松本市長 臥雲 義尚

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）について（諮問）

松本市環境基本条例第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）について

### 2 諮問の趣旨

松本市では、これまで食品ロス削減事業などの市民への周知啓発や、焼却するプラスチックごみを削減するためにプラスチック製品を一括回収し再資源化するなど、ごみステーションにごみを排出した場合の処理費用を排出者が直接負担する施策ではなく、ごみ減量化、再資源化に関する施策の推進を重点的に実施してきました。

しかしながら、松本市の1人1日当たりのごみ量は、長野県内19市の中で最も多く、未だに可燃ごみの中には「食品ロスなど、ごみとするにはもったいないもの」や「紙類、プラスチック製品などの再資源化可能なもの」が多く含まれています。

また、集合住宅から排出される家庭系ごみの一部は、事業系ごみとして指定ごみ袋が使用されずに収集されていることにより、再資源化可能なものが可燃ごみに混入している割合が高くなっている現状を踏まえると、排出者がごみの排出量に応じて処理費用を公平に負担する必要があるとともに、今後もさらに重要性が増す最終処分場の延命化や地球温暖化に対する対策を行わなければ、次世代にさらなる経済的負担を強いることとなることから、少しでも早く対策を講じる必要があると考えています。

そこで、平成29年度の一般廃棄物処理計画策定時に答申を受けた家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）の実施について、ごみ処理等に係る実情を踏まえた制度の仕組みや導入効果及び今後取り組むべきごみの減量化、再資源化施策を具体的に検討するため、専門的な見地から意見を求めるものです。

## 【「家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度」の検討に関する重点項目】

### 1 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の仕組みと導入効果

市民が家庭系ごみの排出量に応じてごみ処理費用を負担するにあたり、経済状況を踏まえた最適な制度の仕組み及びごみ排出量の削減効果等の制度導入効果についてお伺いします。

### 2 市民との合意形成及び市民への周知啓発に係る手法

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度は、市民にとって新たな費用負担となることから、市民との合意形成に向けた最適な手法についてお伺いします。

また、ごみ処理は市民生活に直結するものであることから、市民への制度の周知啓発に係る効果的な手法についても併せてお伺いします。

### 3 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と併せて実施すべきごみ減量化、再資源化施策

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度はごみ減量化施策の一つとして有効な手段ですが、ごみの減量を加速度的に推進するためには、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に加えて、多様なごみ減量化施策を実施することが必要です。

そこで、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と併せて実施すべき、効果的なごみ減量化、再資源化施策についてお伺いします。

### 4 その他、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関する提案

上述3点の他、専門的な見地から、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関する施策についてご提案をお願いします。